

令和2年5月25日

保護者の皆さまへ

尼崎市教育委員会

兵庫県の休業要請の見直し等に伴う預かり保育の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、国の緊急事態宣言解除に伴い、兵庫県の休業要請が大幅に縮小されたことから、本市の対応につきましては、次のとおり変更させていただきます。

1 保育施設（事業所）の開所について

兵庫県の休業要請に基づく限定保育については終了します。

なお、休業要請の対象となっている施設に勤務している保護者の子どもについては、引き続き、家庭での保育をお願いします。（休業要請の対象施設は以下の「休業要請を行う施設」をご覧ください。）

※保育申出書の提出は不要です。

2 保育時間後の家庭保育のお願いについて

預かり保育が濃厚接触の場となるため、可能な限り家庭での保育を行っていただきますようお願い致します（原則テレワークを含む）

以上

<休業要請を行う施設>

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設	スポーツジム